

平成30年6月19日（火）
愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課
難病対策グループ
担当 川口・清水
内線 3153・3298
電話 052-954-6270（ダイヤルイン）

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業等における 不適切な事務処理について

1 概要

健康福祉部保健医療局健康対策課が所掌する難病等患者に対する医療費の公費負担事業である「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（以下「先血事業」という。）」及び「在宅人工呼吸器使用患者支援事業（以下「在宅事業」という。）」において、平成29年度に当該事業を担当した職員（以下「職員A」という。）による不適切な事務処理が判明しました。

職員Aが異動した4月以降、保健所や申請者本人から事務処理状況の問い合わせを受け、健康対策課において、平成29年度に職員Aが担当した全ての事務を調査した結果、申請日や保健所受付印の日付け等の書換え、受理した申請書の紛失など不適切な事務処理が行われていたことが判明しました。

このことにより、受給者票の交付が遅れるなど、申請者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

2 職員

- (1) 平成29年度の所属 健康福祉部保健医療局健康対策課
(2) 職級 主事・技師級
(3) 年齢・性別 23歳・男性

※平成30年4月に教育委員会（地方機関）へ異動

3 不適切な事務処理

(1) 件数

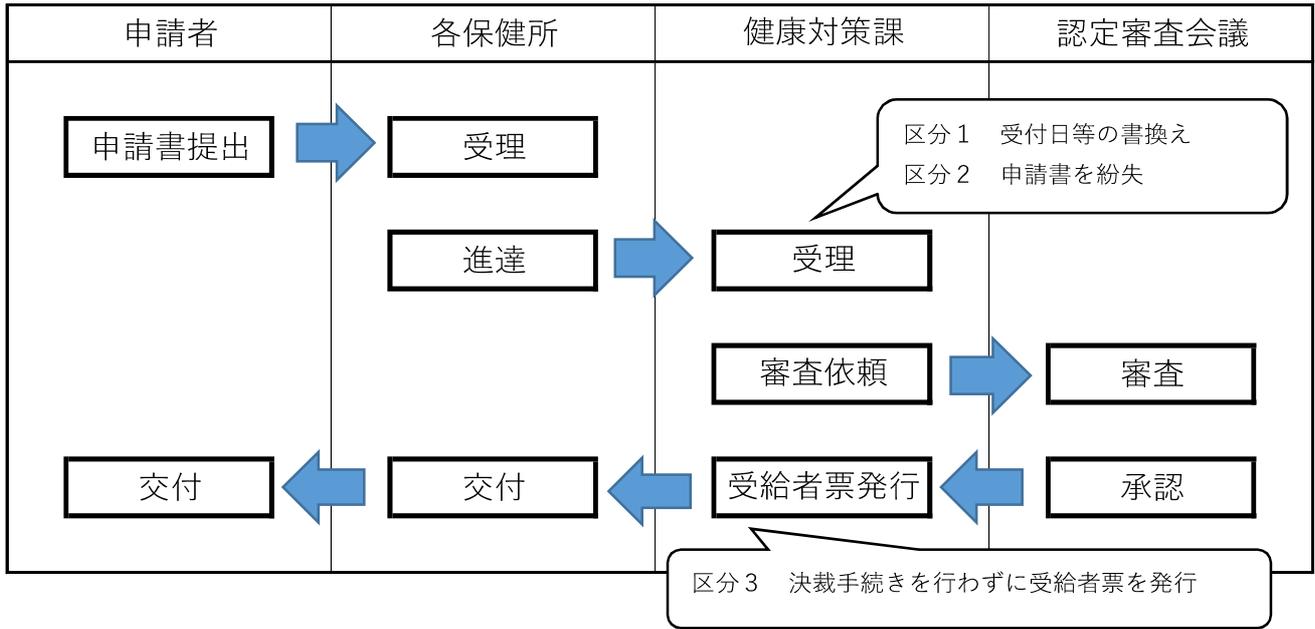
区分	内容	先血事業	在宅事業	合計
1	申請書の申請日、保健所受付印の日付け等の書換え	5件		5件
2	申請書等の紛失	67件	1件	68件
3	決裁手続を経ずに受給者票等を発行・交付	9件	1件	10件
4	償還払い請求書の紛失	2件		2件
件数計		83件	2件	85件
申請者数計（注1）		72人	1人	73人

（注1）同一人の申請で複数の区分に重複して不適切な事務処理が行われている場合があるため、申請者数計と件数計には差が生じています。

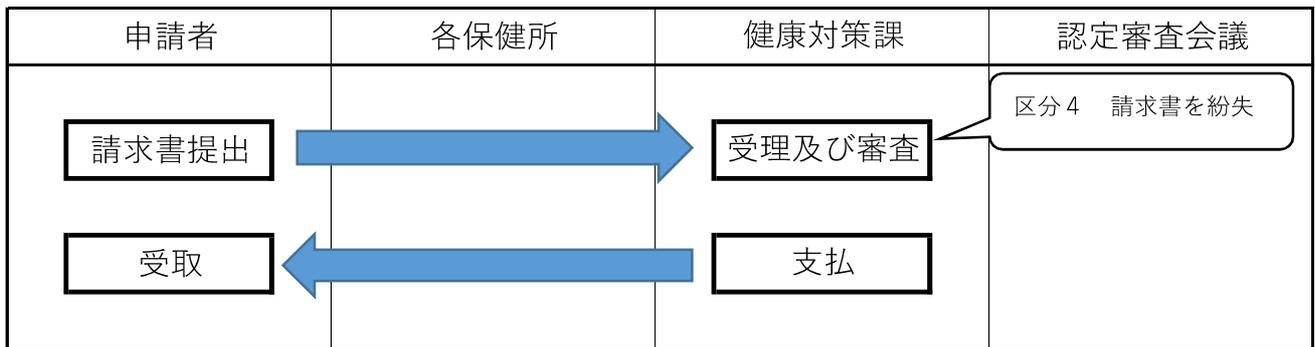
(2) 事務処理フロー

ア 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(受給者票交付手続き)



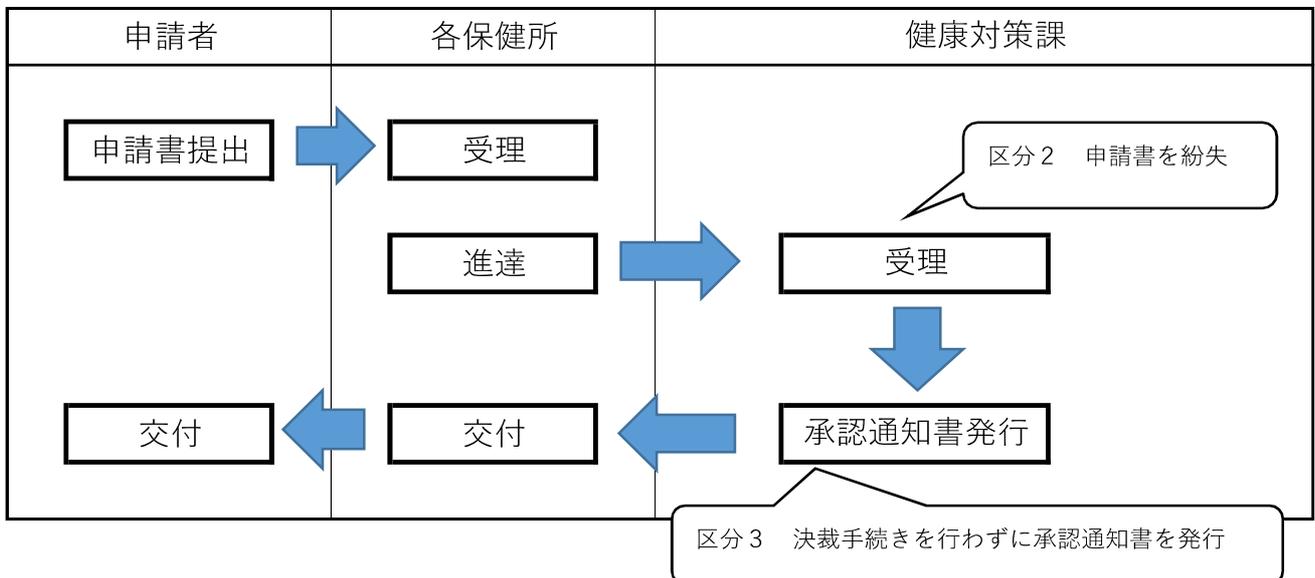
(償還払い(注2)手続き)



(注2) 償還払いとは、申請者が申請から受給者票交付までの間に医療機関を受診し、窓口で医療費の自己負担額を支払った場合に、後日、本人からの請求に基づき県が直接自己負担相当額を本人に償還する制度

イ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

(承認通知書交付手続き)



(3) 不適切な事務処理の内容

	【区分1】 申請書の申請日、保健所受付印の日付け等の書換え (別紙1参照)	【区分2】 申請書等の紛失	【区分3】 決裁手続を経ずに受給者票等を発行・交付	【区分4】 償還払い請求書の紛失																								
内 容	<p>○ 保健所が受理し、健康対策課へ進達した先血事業の申請書について、①申請月日、②保健所受付月日、③経由月日、④県受付月日について、書換えを行った(5件)。</p> <p>○ 5件のうち3件は、手書きで書換えを行い、申請書の原本は残っていた。</p> <p>○ それ以外の2件は、修正テープ等で日付を消去し、その上から日付を手書きしたり、数字印又は受付印を再押印することにより、日付の書換えを行い、コピーを保管するとともに、申請書の原本を廃棄した。</p> <p><書換えの内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>① 申請月日</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>② 保健所受付月日</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>③ 経由月日</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>④ 県受付月日</td> <td>5件</td> </tr> </table> <p>※1申請で複数の書換えがあるため、合計は合致しない</p>	① 申請月日	2件	② 保健所受付月日	1件	③ 経由月日	3件	④ 県受付月日	5件	<p>○ 保健所が受理し、健康対策課へ進達した先血事業及び在宅事業の申請書類の紛失。</p> <p><紛失の内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>① 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請書と添付書類全部</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>申請書のみ</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td><u>添付書類のみ</u></td> <td><u>36件</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67件</td> </tr> <tr> <td>② 在宅人工呼吸器使用患者支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>申請書と添付書類全部</u></td> <td><u>1件</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>(主な添付書類)</p> <p>先血事業：医師の診断書、住民票等の写し 在宅事業：主治医の訪問看護指示書の写し</p>	① 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業		申請書と添付書類全部	29件	申請書のみ	2件	<u>添付書類のみ</u>	<u>36件</u>	計	67件	② 在宅人工呼吸器使用患者支援事業		<u>申請書と添付書類全部</u>	<u>1件</u>	計	1件	<p>○ 先血事業において、受給者票を交付するための決裁手続を経ることなく、公印(県印)を押印して受給者票を交付(9件)。</p> <p>○ 在宅事業において、承認通知書を交付するための決裁手続を経ることなく、公印(知事印)を押印して承認通知書を交付(1件)。</p>	<p>○ 先血事業において、平成29年11月及び12月に申請者が健康対策課に郵送した償還払い請求書を紛失し、支払い手続きが未処理。</p>
① 申請月日	2件																											
② 保健所受付月日	1件																											
③ 経由月日	3件																											
④ 県受付月日	5件																											
① 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業																												
申請書と添付書類全部	29件																											
申請書のみ	2件																											
<u>添付書類のみ</u>	<u>36件</u>																											
計	67件																											
② 在宅人工呼吸器使用患者支援事業																												
<u>申請書と添付書類全部</u>	<u>1件</u>																											
計	1件																											
件 数	5件	68件	10件	2件																								
職員Aの認否状況	本人は、認めている。	本人は、明確な記憶はないとしている。	本人は、認めている。	本人は、明確な記憶はないとしている。																								
発覚の経緯	保健所からの指摘	保健所からの指摘	調査の結果	請求者からの指摘																								

4 申請者への対応

今回の不適切な事務処理により、申請された73人の方に生じる影響は、次のとおりです。

なお、申請者の皆様へは、順次、謝罪をするとともに、受給者票交付の手続き等を早急に進めています。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 受給者票の交付に遅れが生じた | 25人 |
| 新規交付 | 16人（交付済12人、手続中4人） |
| 継続交付 | 3人（交付済2人、手続中1人） |
| 変更・再交付 | 6人（交付済6人） |

※ 申請日から受給者票の交付までの間に医療機関を受診した際には、窓口で自己負担額を一旦支払うこととなりますが、受給者票交付後に、本人の請求に基づき自己負担相当額が償還払いされます。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (2) 償還払いの支払いに遅れが生じた | 2人（支払済1人、手続中1人） |
|---------------------|-----------------|

- | | |
|------------------------------|-----|
| (3) 申請書等を紛失したが受給者票交付の遅れがなかった | 46人 |
| ・受給者票交付手続き後に添付書類を紛失 | 36人 |
| ・受給者票の発行に影響を与えない変更届を紛失 | 10人 |

5 償還払い請求書の調査

現在のところ、既に判明している2件の他には未払いの問い合わせはありませんが、請求書は保健所を経由せずに直接健康対策課へ提出されるため、本人に確認しなければ、未払いの状況をもれなく把握することができません。

このため、平成29年度の受給者全員（406人）を対象に、調査票（別紙2参照）を本日郵送し、償還払いが未払いとなっている事案が確認でき次第、速やかに支払い手続きを行います。

6 再発の防止

今後は事務の進行管理を徹底するため、受給者票の交付については、2ヶ月に1回開催される認定審査会の審査に関する情報を保健所に提供し、健康対策課と保健所の双方で事務の進捗状況を管理する体制とします。

また、先血事業及び在宅事業については、健康対策課の一連の事務手続きの中で、担当者を複数とした上で、健康対策課内における進捗管理を徹底する事務処理体制に変更しました。

さらに、償還払い請求については、保健所から申請者に受給者票を交付する文書に、健康対策課への問い合わせ方法を記載します。

なお、健康福祉部全体として、申請書類の適正な取扱いと業務の確実な進行管理を徹底するため、部内職員の教育・研修を充実し、再発防止の徹底を図ります。

参考（事業の概要）

1 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について

先天性血液凝固因子欠乏症（血友病）等の患者の医療保険等の自己負担分を全額公費負担することにより、医療負担の軽減と、精神的、身体的不安を解消することを目的とする事業です。

対象（※）となるのは、血友病など 11 疾患と、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症です。

申請が認められると受給者票が交付され、医療機関等の窓口で保険証とともに受給者票を提示すると、医療費の自己負担額が公費負担されます。

受給者票の有効期限は、保健所への申請日からその年度末までで、継続申請の手続きを行うことで、有効期限は更新できます。

2 償還払いについて

先血事業の申請から受給者票交付までの間に医療機関を受診し窓口負担した場合等、申請者がいったん医療機関の窓口で支払った自己負担分について、後日（受給者票交付後）、県庁（健康対策課）宛てに請求書を送付するなどして償還を受ける制度です。

3 在宅人工呼吸器使用患者支援事業について

指定難病又は特定疾患の患者で、在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者に対し、訪問看護に必要な費用を公費負担するものです。

（※）先天性血液凝固因子欠乏症等の対象疾患

- 1 第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
- 2 第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
- 3 第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
- 4 第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
- 5 第Ⅷ因子欠乏症（血友病 A）
- 6 第Ⅸ因子欠乏症（血友病 B）
- 7 第Ⅹ因子（スチューアートプラウア）欠乏症
- 8 第Ⅺ因子（PTA）欠乏症
- 9 第Ⅻ因子（ヘイグマン因子）欠乏症
- 10 第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- 11 Von Willebrand（フォン・ヴィルブランド）病
- 12 血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症